

## 監理技術者の専任緩和について

建設業法の一部改正に伴い、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）は、監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）をそれぞれ配置することにより、二つの工事現場を兼務できるようになりました。

ただし、兼務する（兼務予定も含む）二つの工事の組み合わせのうち、両方又は一方が次の要件に該当する場合は、監理技術者は兼務することができません。

### <兼務を認めない工事>

#### ・綾瀬市が発注する工事のうち

- (1) 土木工事 設計金額 2億円以上
- (2) 建築工事 設計金額 1億円以上
- (3) 舗装工事 設計金額 1億円以上
- (4) 電気工事 設計金額 1億円以上
- (5) 管工事 設計金額 1億円以上
- (6) 上記以外で市が監理技術者の兼務を認めないとしたもの

#### ・綾瀬市以外が発注する工事

※ 上記に該当しても、工事概要書等で特例監理技術者の設置を可とした案件については、兼務することができます。

## ○兼務を認めた工事で監理技術者の兼務を希望する場合

- (1) 対象工事の公告期間中、配置技術者調書提出時に監理技術者補佐届（別添）、資格及び雇用3か月以上がわかるものの写しを提出してください。また、対象工事の落札者となった場合は、すでに施行中の兼務するもう一方の工事の主管課へも同様の書類を提出すること。
- (2) すでに施行中の工事同士を履行期間の途中から監理技術者を兼任とする場合は、工事主管課及び契約主管課と調整のうえ、上記の書類を提出すること。

## ○特例監理技術者及び監理技術者補佐について

- (1) 兼任する2つの工事それぞれに1名ずつ監理技術者補佐を専任で配置すること。（監理技術者補佐の兼任は認めない）
- (2) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の資格要件については、建設業法及び監理技術者制度運用マニュアル等に記載のとおりです。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (5) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。